

【中小企業基本法で定める中小企業】

次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 製造業・その他：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
（ソフトウェア業、情報処理サービス業も含む）
- ・ 卸売業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
- ・ サービス業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下
- ・ 小売業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下

【みなし大企業】

次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 大企業が単独で発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を所有又は出資している場合。
- ・ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合。
- ・ 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。
- ・ その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

例 大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合
大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合 等